



Title	税財政改革の経済分析
Author(s)	小川, 亮
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/54284
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文について をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	小 川 亮
博士の専攻分野の名称	博 士（経済学）
学 位 記 番 号	第 2 3 5 3 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 22 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 経済学研究科経済学専攻
学 位 論 文 名	税財政改革の経済分析
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 山 田 雅 俊 （副査） 教 授 齊 藤 慎 准教授 赤 井 伸 郎

論 文 内 容 の 要 旨

バブル崩壊後、少子高齢化の進展や財政赤字の深刻化などに対応すべく税財政改革が活発に議論され、立案・実施された。本論文では、これらの改革が住民や財政に及ぼす効果・影響を分析・評価したものを5章構成でまとめている。

第1章は、先行の所得税・個人住民税減税と後発の消費税増税がセットになった村山税制改革などを含む1990年代の税制改革が厚生に与える影響を、政府と家計からなる動学モデルを想定し、シミュレートしている。本章では、村山税制改革が長期的には増税であり、生涯効用ベースでみると消費税増税による厚生ロス、所得税の先行減税分の約6割を相殺し、また、等価変分で測った追加的な超過負担は全体の約17%になること等を示している。

第2章は、相続税・贈与税の一体化問題を考察している。利他的な親が、住宅購入や子育て資金などが不足する子に対して、贈与税非課税額を超えて生前贈与を与えると贈与税負担が生じるため、遺産税の非課税額を利用して租税を回避するように、若いときほどは困窮していない子に遺産として相続させることが起こりうる。先行研究では、生涯累積課税のような贈与と遺産を累積して同じ税率で課税する場合、そのような租税回避が消滅すると主張するが、本章では、その議論で捨象された親の資産運用行動を考慮すると、生涯累積課税でも租税回避が生じることを示す。

第3章は、公務員の定員管理が年齢構成の変化を通じて人件費の増減にどのような影響をもたらすかを、人口推計に使用されるコーホート要因法を用いてシミュレートしている。本章では、退職者を完全補充するケースでも年齢構成の若年化によって、国家公務員では人件費が2015年度までの10年間で2.89%削減でき、また、地方公務員では、ほとんどの職種で同期間で人件費削減が可能であり、その度合は初期年齢分布に依存すること等が明らかになる。

第4章は、地方分権推進と財政再建を目的として補助金・交付税削減と税源移譲を一体的に行う三位一体改革が、国・地方財政に与える影響についてシミュレートしている。本章では、奨励的補助金を中心に削減する場合には、地方の財政自由度および国・地方全体の財政収支が改善されるが、改革本来の目的に見合うほどの達成度とはいえず、他

方、同改革による各自治体財政の歳入減少率が特に地方部で大きいことを明らかにする。

第5章は、三位一体改革で目標とされた地方交付税不交付団体居住人口の割合を増やすことが、そもそも自治体の歳出行動を効率化させるかの問題を実証的に検証している。本章では、交付団体と不交付団体を区別して自治体費用関数を推定し、歳出行動が両団体間で異なあり、また、不交付団体の費用は交付団体のそれより下回ることを明らかにしている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

〔論文内容の要旨〕

本論文は、バブル崩壊後に行われたあるいは検討された主要な税財政改革をとりあげ、その政策効果を定性的あるいは定量的な評価を行ったものである。論文は5つの章で構成され、各章の概要はおおよそ以下のようである。

第1章「1990年代の所得税・消費税改革の厚生評価」は、先行の所得税・個人住民税減税と後年度の消費税増税がセットになった村山税制改革などを含む1990年代の税制改革が厚生に与えた影響について定量的な評価を行っている。同章は、税制改革が改革以降継続的に影響を及ぼし続けることを考慮するため、政府と家計からなる動学モデルを想定・推計し、推計されたモデルに基づきシミュレーションによって税制改革が家計の税負担、厚生等に与えた影響を推計している。同章の主要な発見は、村山税制改革が長期的には増税で、生涯効用で見ると消費税増税による厚生ロスは所得税先行減税分の約1.4倍であり、また等価変分で測った消費税増税の超過負担が税収増の約17%と無視できない大きさであること、1990年代の税制改革全体としては、減税に相当する財政赤字が発生することを留意しなければならないが、減税により生涯効用が改善されること、等を明らかにしている。

第2章「相続税・贈与税の一体化と世代間移転」は、人口構成の高齢化と経済のストック化に対応して資産税改革が言われるが、相続税・贈与税の一体化により資産移転の歪みが解消できるというNordblom and Ohlsson (2006)の議論を資産運用が可能な状況を考慮して再検討し、その場合には相続税・贈与税の一体化のみでは租税回避が解消されず資産移転に歪みが生じることを明らかにしている。

第3章「公務員人件費はどこまで減らせるかーコーホート要因法に基づくシミュレーション分析ー」は、行財政改革の一環として給与および職員数の削減が免れないと考えられることを顧慮し、人件費削減の基本的な方法と考えられる自然退職および採用抑制がどの程度公務員数を減らし人件費を抑制できるかを、人口推計に使用されるコーホート要因法を用い、シミュレーションによって推計している。同議論は、国家公務員では人件費を、退職者を完全補充するケースで2015年度に2.89%、採用者数を2005年度までの過去3年平均で留める採用抑制ケースで9.98%削減できること、また地方公務員については職種別に同じ問題を検討証し、人件費削減率は初期の年齢分布に依存するが、退職者完全補充ケースで、2005年度に年齢分布のピークが50歳代にある技能労務職、同ピークが40歳代後半にある教育職では2015年にそれぞれ14.4%、6.6%、採用抑制ケースでそれぞれ36.4%、37.7%抑制できる、等を明らかにしている。

第4章「三位一体改革のシミュレーション分析」は、地方分権推進および財政再建を目的とし補助金・交付税削減と税源移譲を一体的に行う三位一体改革が自治体財政に与える影響について、シミュレーション分析を行なったものである。同章では政府の「基本方針2003」、「基本方針2004」が作成された時点で想定された幾つかの改革案を検証し、三位一体改革の自治体財政への影響が、(1)奨励的補助金を中心に削減するケースでは、地方の財政自由度および国・地方全体の財政収支は改善されるが、改革本来の目標に見合う達成度とは言えない、(2)同改革による歳入減少率が特に地方部で大きい、ことを明らかにし、地方分権化と財政再建をさらに進展させるためには一層の改革が必要であるが、地方を中心とした個々の自治体へのケアが必要とされることを明らかにしている。

第5章「地方交付税制度が地方歳出に与える影響ー交付・不交付団体の差異に着目した実証分析ー」では、三位一体改革で目標とされた地方交付税不交付団体居住人口の割合を増やすことが、地方自治体の歳出を効率化させるかの問題を実証的に検証している。これは、交付税依存度の引下げが歳出効率化のインセンティブを与えることを示す最近の研究を顧慮し、地方交付税交付団体、不交付団体各々の費用関数を推定し、不交付団体の費用

関数が交付団体のそれを下回ることを明らかにし、三位一体改革が想定するように、不交付団体居住人口を増やすことが財政効率化・財政再建の側面からも支持されることを明らかにしている。

[審査結果の要旨]

本論文は、以上のようにバブル崩壊後に行われたあるいは検討された主要な税財政改革・同案を取り上げ、その政策効果を主として定量的な側面から評価したもので、それは、財政あるいは税制度の改革、あるいは職員管理政策が将来の国および地方の財政状態、国民の厚生あるいは税負担に及ぼす影響を、一定のモデルあるいは分析手法に基づいて、厳密かつ明確な形で数量的に解明し、今後の政策運営にも価値のある情報を提供している。このような点で本論文は博士（経済学）の学位に十分値するものと判断する。